

公安委員会定例会議(第10回)の開催状況

第1 日 時 平成31年4月10日(水)

午後2時10分 ～ 午後5時10分

第2 出席者 渡部委員長、増田委員、曾我部委員

本部長、総務室長、警務部長、首席監察官

生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長

警察学校長、情報通信部長、総務課長

第3 議事の概要

1 委員長説示

4月4日の新聞に、今年入学の小学1年生に実施した“将来就きたい職業アンケート”結果が掲載されていました。男の子は1位がスポーツ選手、2位が警察官、女の子は1位がケーキ屋・パン屋さん、そして10位に警察官が入っていました。警察職員一人一人がこうした警察官の姿に憧れる子ども達の夢を壊さないようにして、将来のリクルート活動に繋げてほしいと思います。

さて、昨年の豪雨災害を体験した警察署員の手記を読みました。これには、個人の無力さを感じながら、警察官として立ち向かわなければならないことを認識する姿や、いろいろな人の言葉や思いに支えられ、笑顔と前向きな気持ちを大切に災害時の活動に取り組む署員の姿が描かれていました。悲惨で厳しい体験を綴った内容ですが、読むとなぜか元気になるのは、素直な思いで正直に書いたそれぞれの本気が感じられること、そして、この体験が警察官としてだけでなく人としての成長の記録であるからだと思いました。

手記には、“あの光景を忘れなければ自分は警察官の道を外すことはない”と確信している。”とありました。今後薄れていくだろう災害体験の記憶を残していくことは、災害時の活動を体験した一人一人の職員はもとより、県警の財産になると思いました。

2 決裁事項

(1) 公安委員会定例会議の会議録について

総務室から、平成31年第9回公安委員会定例会議の会議録について伺

いがあり了承した。

(2) 苦情申出の受理について

総務室から、公安委員会宛て苦情申出の受理について伺いがあり了承した。

(3) 警察職員の援助要求について

総務室から、警察職員の援助要求及び援助要求に対する回答について伺いがあり了承した。

(4) 犯罪被害者等早期援助団体からの事業計画書等の受理について

警務部から、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく、犯罪被害者等早期援助団体からの事業計画書等の受理及び事業運営に関する必要な措置が認められないことについて伺いがあり了承した。

(5) 意見聴取の開催について

刑事部から、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく、防止命令に係る意見聴取を、意見聴取官に主宰させることについて伺いがあり了承した。

(6) 自動車運転免許技能試験官の指定等について

交通部から、自動車運転免許技能試験官の指定及び再指定について伺いがあり了承した。

3 報告事項

(1) 被疑者取調べ監督制度の実施状況について

総務室長から、被疑者取調べ監督制度の実施状況について報告があった。

(2) 愛媛県警察メンター制度の導入について

警務部長から、愛媛県警察メンター制度の導入について報告があった。委員からは、

◇ 組織において、人を大切に育てることは大事なことであり、メンター制度の円滑な運用に取り組んでいただきたい。

との発言があった。

(3) 交番相談員等の委嘱及び研修について

生活安全部長から、交番相談員とスクールサポーターの委嘱及び研修の実施状況について報告があった。

委員からは、

◇ 学校や関係機関等との情報交換に努め、地域の安全・安心のために活動していただくよう期待します。

との発言があった。

(4) 自転車盗難防止対策の実施状況について

生活安全部長から、自転車盗難防止対策「えひめの愛錠ロック作戦」の試行実施状況について報告があった。

(5) ゴールデンウィーク期間中の交通対策について

交通部長から、ゴールデンウィーク期間中の交通対策について報告があった。

(6) 交通重大事故抑止3か月対策の実施結果について

交通部長から、交通重大事故抑止3か月対策（第1期）の実施結果について報告があった。

(7) ダム放流に関する情報提供体制の構築について

警備部長から、ダム放流に関する情報提供体制の構築について報告があった。

委員から、

◇ 警察官の住民避難活動に資するため、確実に早期の情報入手に努めていただきたい。

との発言があった。

(8) 苦情の受理及び対応状況について

総務室から、苦情の受理及び対応状況について報告があった。

(9) 警察署の保護室整備と運用について

警務部から、松山西警察署の保護室の整備と運用状況について報告があった。

(10) 統一地方選挙の違反取締状況について

刑事部から、統一地方選挙の違反取締状況について報告があった。

4 その他

委員から、「真実を見つけるには、ある一点に目を向けていては見つからない。仕事上発生する不具合やトラブルの原因を発見するには、現場、現物、現実、原理、原則の5ゲン則や今までの経験、知識も必要である。しかし、原因や真実を発見するには、先入観を持つことなく、ゼロから考

え直す議論や検討が必要である。突き詰めると真実は一つのはずだから、原因はこれしかないと決め付けたり、予断を持ったりしていると、本当の原因や真実には辿り着かない。」との発言があった。

以上